第1号被保険者の介護保険料について





【国の制度改正による第 | 号保険料の見直し】

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第 I 号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることになりました。(R6.4 施行)

- ○標準段階の多段階化(**9段階から 13段階へ変わります**)により、合計所得金額が 420 万円以上の高所得者の標準乗率が引き上げられました。
- ○低所得者の標準乗率並びに最終乗率が引き下げられました。

介護保険料基準額:年額70,800円 月額5,900円

(介護保険料基準月額は、第8期の基準月額6,137円から237円減額します。)

所得段階		介護保険料 (月額)	介護保険料 (年額)	所得要件
第Ⅰ段階	0.455 ↓ 0.285	2,683 円 ↓ I,683 円	32,200 円 ↓ 20,200 円	生活保護を受給している人と、住民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世 帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第2段階	0.685 ↓ 0.485	4,042 円 ↓ 2,858 円	48,500 円 ↓ 34,300 円	住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円を超えて 20万円以下の人
第3段階	0.690 ↓ 0.685	4,075 円 ↓ 4,042 円	48,900 円 ↓ 48,500 円	住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入 額の合計が I 20 万円を超える人
第4段階	0.900	5,308 円	63,700 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税 非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合 計が80万円以下の人
第5段階(基準)	1.000	5,900 円	70,800 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税 非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合 計が80万円を超えている人
第6段階	1.200	7,083 円	85,000円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 120万円未満の人
第7段階	1.300	7,667 円	92,000円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.500	8,850円	106,200円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.700	10,033円	120,400円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の人
第10段階	1.900	11,208円	134,500円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 420万円以上 520 万円未満の人
第 段階	2.100	12,392円	148,700円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 520万円以上 620 万円未満の人
第 1 2 段階	2.300	13,567円	162,800円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人
第 13 段階	2.400	14,158円	169,900円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 720万円以上の人

※第 | ~第3段階は、「低所得者保険料軽減」により、実質負担は基準額の0.285、0.485、0.685となります。

お問い合わせ先

四万十市高齢者支援課 介護保険係

住所:高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

電話:0880-34-1165 ファックス:0880-34-0567

四万十市高齢者福祉計画。第9期介護保険事業計画

概要版

【令和6(2024)年度~令和8(2026)年度】









計画の趣旨

本市では、高齢化の進行が続いており、高齢者や家族介護者を取り巻く環境が大きく変容する中、高齢者福祉サービスの充実や、介護保険サービスの整備等に計画的に取り組んできました。

高齢化率は今後さらに上昇し、人口構成や介護ニーズの変化が予想されており、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指し、「四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

基本理念

高齢者が、住み慣れた地域において、個人の尊厳が尊重されながら自立した生活を送ることができるよう、自助、互助、共助、公助を基本とした地域共生社会の実現を目指します。



住み慣れた地域で、 誰もが安心して住み続けられる まちの実現



第9期計画期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度とする令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

第10期計画



令和 21~23 年度 2039~2041 年度 2040年、団塊ジュニ

ア世代が 65 歳以上に

第 14 期計画

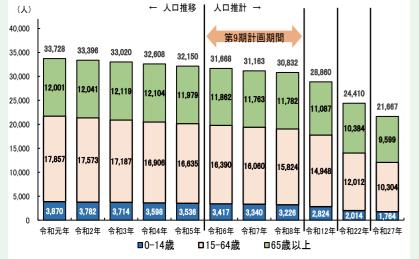
四万十市の現状

第8期計画



【本計画】

【総人口の推移と推計】



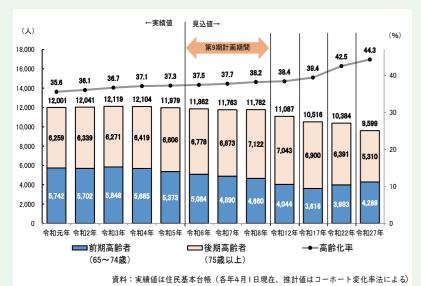
資料:実績値は住民基本台帳(各年4月1日現在、推計値はコーホート変化率法による)

本市の総人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和元(2019)年の 33,728 人から令和5(2023)年には 1,578 人減少し、32,150 人となっています。

第9期計画期間中の総人口の推計をみると、令和6(2024)年の31,668人から令和8(2026)年には、836人減少し、30,832人となっています。

令和 12 (2030) 年には3万人を切る と予測されています。

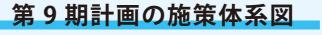
【高齢者人口と高齢化率の推移と推計】



本市の高齢者人口の推移をみると、令和 3 (2021) 年をピークに緩やかな減少傾向にありますが、後期高齢者は増加傾向となっています。

令和 6 (2024) 年度以降をみると、 前期高齢者は令和 17 (2035) 年まで減 少傾向がみられ、後期高齢者は令和 8 (2026) 年度をピークに減少傾向にかわ ります。

高齢化率をみると、増加傾向となって おり、令和 22 (2040) 年には 40% を こえています。





本市では、基本理念として掲げた「住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられる まちの実現」 を目指すため、以下の 3 つの基本目標と計 15 の施策方針を定め、計画を進めていきます。

基本理念: 住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの実現

基本目標 | 介護予防の推進・生活支援体制の充実

施策方針 | 健康増進計画の推進(健康寿命の延伸)

施策方針2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策方針3 社会参加と生きがいづくりの充実

施策方針4 在宅生活支援サービスの充実

施策方針5 感染症及び災害への対応

施策方針6 複合的な課題を持つ方への支援

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策方針 | 地域包括支援センターの機能強化

施策方針2 地域ケア会議の充実

施策方針3 在宅医療・介護連携の推進

施策方針4 認知症施策の推進

施策方針5 高齢者の居住安定に係る支援

基本目標3 介護保険サービスの充実及び適正な運営

施策方針 | 介護保険サービスの基盤整備と質的向上

施策方針2 介護人材の確保と労働環境改善

施策方針3 介護給付等費用適正化事業の推進

施策方針4 介護保険制度の普及啓発

※詳しくは、本市の HP の四万十市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画をご覧ください。









